

報 告 資 料

令和6年6月25日

件 名	「足立区人権施策推進懇談会」の実施結果について
所管部課名	総務部 総務課
内 容	足立区人権推進指針に基づき、人権施策の推進を目的として「第1回足立区人権施策推進懇談会」を実施したので報告する。 1 実施日時 令和6年5月23日（木） 15時00分から17時00分 2 出席者 8名（有識者3名、人権擁護委員2名、区職員3名） ※ 出席者リストは、項番6の（2）のとおり 3 議題 主に、以下2点について意見を伺った。 （1）「インターネット上の人権侵害」について （2）人権施策の「PDCAのよりよい実施方法」について 4 主な意見 （1）インターネット上の人権侵害 ア 人権侵害事象を無くすためには、<u>まず人権の大切さそのものを認識してもらうことが重要。人権の大切さが分かっているならば、おのずと人権侵害は減少すると思う。</u> イ 子どもへの人権教育は教育現場で十分実施されている。<u>今後は特に保護者に対して人権意識を高めることが大事であると思う。</u> ウ 自治体としては、教育や啓発を継続的に実施するとともに、動画による広報など<u>周知をさらに工夫すると良いのではないか。</u> ※ 世代別の主な意見は次ページのとおり。

対 象	主な意見
子ども	① SNSあだちルールを基に、子どもたちが「主体的に」SNS学校ルールを作成していることはとても良い取り組みである。 ② 子どもたち自身が、話し合いをしながらルールを毎年見直しするというようなやり方も有効であると思う。
保護者	① 子にスマートフォンを与えている保護者に啓発をすることが重要である。 ② 多くの保護者に周知するには、入学説明会など保護者が必ず参加するような場で、人権に関する話を織り交ぜることも有効ではないか。 ③ 人権教育を受けた子どもを通じて保護者へ啓発していくこともよいと思う。 ④ 保護者と子どもでSNS家庭ルールを作成するとき、使用時間など使い方だけのルールではなく、人が嫌がる投稿はしないなど、人権の視点も入ったルールになるようにしたほうが良い。
教員	① 研修の実施などにより教員の人権意識はあがっているが、教育現場では多忙な業務の中で子どもたちに伝える難しさもあると感じた。
若年者	① インターネットは相手が見えない状況の中であり、人権侵害が起こりやすい性質がある。 ② インターネット利用の多い世代のため、SNSなどを使った広告や動画による周知啓発をしてはどうか（インフルエンサーの起用など）。 ③ 大学と連携した広報や事業の実施も効果的ではないか。
一般世代	① ある調査では、インターネット上の人権侵害の加害者は40代男性が多い。誹謗中傷を「正当な批判」だとして、自覚なく行っているケースが多い。 ② 高齢者向けのスマホ教室などでも、ネットリテラシーに関して触れるとよいのではないか。

（２）人権施策のPDCAのよりよい実施方法

ア PDCAサイクルには、まずは現状把握のうえで目標を立てて実施し、それを検証することが重要である。

イ 個別課題は、各計画・施策・事業で検証されているので、各施策について「人権の視点」を取り入れる仕組みがあるとよい。

ウ 毎年テーマを設定してPDCAを実施するのであれば、都度、社会情勢に合わせた内容とし、最新事例など共有することで、各所管事業の参考とするとよいのではないか。

5 今後の方針

実施結果を庁議で共有するとともに、総務課の人権啓発事業に活かしていく。

また、教育指導課等の関係所管に直接情報提供して、事業への反映等について検討していく。

6 懇談会の概要（参考）

令和4年7月に改定した「足立区人権推進指針」において、人権施策の点検・評価を実施する体制の整備を明記したことに基づき、以下のとおり実施。

（1）目的

ア 人権課題への啓発、教育等の取り組みについて、有識者等からアドバイスを受ける。

イ 人権施策の点検・評価の方法等について意見を聞く。

（2）メンバー

メンバーは概ね8名程度とし、選定するテーマに応じて有識者を変更する。初回メンバーは以下のとおり。

種 別	氏 名	所 属
有識者	内藤 忍	独立行政法人 労働政策研究・研修機構 副主任研究員
有識者	佐藤 佳弘	(株)情報文化総合研究所代表取締役、 武蔵野大学教授
有識者	田村 初恵	元東京都人権啓発センター講師、 元東京都人権部長
一般	森 公任	足立地区人権擁護委員代表（弁護士）
一般	宗像 文子	足立地区人権擁護委員
区職員	松野 美幸	足立区総務部長
区職員	松本 一真	足立区総務課長
区職員	富本 保明	足立区教育委員会事務局教育指導課長

（3）懇談会の運用

ア 会議は意見交換を主とした懇談形式とし、総務課が事務局として会議の進行管理を行い、年1～2回実施する。人権侵害事象が発生した場合は、都度実施する。

イ アドバイス・意見は、庁議等を通じて全庁に周知したうえで、事業実施所管と共有し、今後の施策や事業に反映する。